

河川周辺における刈草の処理について

河川周辺における刈草の処理について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、一般廃棄物として処理することとされ、野焼きによる処理は原則として禁止されています。

河川周辺における野焼きについては、行わないように注意してください。

